

保護者のみなさまへ

高校での学びを経済的に支える制度について

高校での学びを経済的に支える制度について、お知らせいたします。経済的な不安を感じておられる場合には、担任にご相談ください。主な制度は次のとおりです。

1. 高等学校等就学支援金制度

授業料負担を軽減するための制度

→授業料の範囲内で支給されるもので、学校の設置者が受け取り、授業料に充てます。

→申請が必要です。

2. 高等学校等奨学のための給付金制度

授業料以外の負担を軽減するための制度

→申請が必要です。

3. 奨学金・就（修）学資金制度

資金を貸したり給付したりする制度

銀行などから借りた場合に比べて、次のような点で返し易くなっています。

- ・金利がつかないまたは少ない
- ・返す期間が10～20年と長いものが多い
- ・返すことが難しい場合、支払いを待ってもらえる制度があるものが多い

本校に資料が送られてきた奨学金や就（修）学資金制度は、随時生徒をとおして保護者の方にお知らせします。

資料が送られてきた時点で、クラスの朝礼（または終礼）にて紹介及びHP等に掲示をします。まず担任にお申し出ください。但し、窓口が学校以外の機関にある場合は、そちらへ直接お問い合わせください。

高校在学中の奨学金の主なもの

令和3年2月現在

奨学金の種類（主な応募条件）	全学年対象	金額	貸与／給付
島根県育英会高等学校等奨学金 （学びたいけれど、経済的な理由で高校での学習が難しい島根県出身の生徒）		自宅通学生 18,000円（月額） 自宅外通学生 23,000円（月額）	貸与 （無利子）
生活福祉資金教育支援資金 教育支援費【窓口は社会福祉協議会】 （島根県育英会など他の奨学金・就学資金を借りることが難しい生徒）		35,000円以内（月額）	貸与 （無利子）
母子・父子・寡婦福祉資金 修学資金【窓口は各福祉事務所】 （配偶者のいない家庭・父母のない家庭等で、他の資金とあわせての利用はできない）		自宅通学生 27,000円（月額） 自宅外通学生 34,500円（月額）	貸与
あしなが育英会奨学金 （保護者が、病気や災害（交通事故を除く）、もしくは自死などで死亡、または重い後遺症のため働けず、経済的に困っている家庭）		45,000円（月額） （貸与25,000円、給付20,000円）	貸与・給付
交通遺児育英会奨学金 （保護者が道路上の交通事故で死亡、または重い障害によって働けず、経済的に困っている家庭。他の奨学金と併用可）		2万、3万、4万円から選択 （月額）	貸与

○この資料は、[島根県ホームページ](#)→[島根県教育委員会](#)→[人権同和教育課](#)→[就学資金等に関する情報の紹介](#)に掲載されています。「校種別」「種類別」「制度一覧」など、見やすく整理されておりますので、活用してください。

○大学進学のための奨学金制度についても[高等学校等卒業後に利用できる制度のご案内](#)に掲載されています。

ご相談は担任もしくは進路指導部（奨学金担当者）まで。